

## 司法試験第二次試験筆記試験における出題方針等について

(平成14年1月23日司法試験管理委員会決定事項)

### 第1 短答式試験

#### 1 出題方針

正しく解答するために必要とされる知識は、基礎的なものに限ることとする。(注)

(注) 司法試験法第6条第5項

第二次試験においても、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、理解力・推理力・判断力等の判定に意を用いなければならない。

#### 2 出題形式等

- (1) 憲法，民法，刑法の各科目とも，それぞれ20問とする。なお，試験時間は，3時間30分とする。
- (2) 5肢択一式とし，複数正解肢及び零解答は作らない。
- (3) 問題の配列順は，憲法，民法，刑法の順で，各科目ごとにまとめて配置する。

### 第2 論文式試験

#### 1 出題方針

問題の作成に当たっては，大学生用の基本書などに共通して触れられ，これによって得ることのできる基礎的知識及びその応用により，問題点をとらえ，合格水準に達する答案を作成することができるような内容のものとする。

#### 2 出題形式等

出題数については，各科目とも2問にし，試験時間は2時間とする。